

「 憲法九条について 」

洲本市 元岡佑美

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

憲法、という言葉を知ると、いつも真っ先にこれが思い浮かびます。戦後以来守られてきた、憲法第九条です。この憲法のおかげで私は戦争を経験していません。日々何事もなく学校へ通学し、欲しい物も簡単に手に入れ、食べ物も満足に食べることができます。戦争が今、世界のさまざまな国々で勃発し、多くの無関係な人々が犠牲になっているといった事実は知っていますが、こんな平和な日本にいる私にとっては何だか遠いことのように思ってしまう。

この冬休み。ある戦争の本を読んでいた時でした。ふと目に飛び込んできたのは、世界唯一の被爆国である広島の記事でした。そこに掲載されていたのは、「水が欲しい」と言って死んでしまった人々、家族も知人もいなくなってしまった子どもなどの、どれも悲惨な体験談、そして目を背けたくなるような写真の数々でした。一瞬で私の心に焼き付いたこの記事は、原子爆弾がどれ程悲惨なものであったかを物語っています。

戦争が起こるのは、民族、宗教、領土などの原因であり、自分達にはどうすることもできないと思っていましたが、この作文を書くにあたって、自分たちにもできることがあることを知りました。それは、日々の生活の中で他人や相手の立場を正しく理解しようと心がけ、家庭でも学校でも自分さえ良ければ・・・といった気持ちは捨て、少しでも相手の気持ちに近づく努力は必要だと思いました。

憲法は私たち国民を守るためにあり、戦争の犠牲者の中に存在します。憲法九条は、日本が誇るべきものです。将来、軍隊も武器も捨てて、戦争のない平和な世界がつくられて欲しいと思います。